

陳情書の取り扱いについて

市の行政に関する意見や要望があるときは、だれでも請願書、陳情書を市議会に提出することができます。

米子市議会では、これまでの陳情の取扱いを変更して令和7年9月定例会から次のとおりとしました。提出のあった陳情は受理した後、全議員に配付します。そのうち米子市民から提出のあった陳情かつ賛同のあったものを議題に供することとします。

